

信託終了（繰上償還）に関する書面決議のお知らせ

このたび、当社では、下記の追加型証券投資信託につきまして、平成 25 年 12 月 4 日をもって信託を終了（繰上償還）すること（以下、「本議案」といいます。）に関して、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を実施いたします。

1. 対象となる証券投資信託の名称

野村世界高格付債券投信（毎月分配型）

野村世界高格付債券投信（年 2 回決算型）

2. 信託終了（繰上償還）の提案の理由

各ファンドの受益権の口数の合計が 20 億口を下回る状態にあるため、投資信託約款の規定に基づき、信託終了（繰上償還）に関する書面決議の手続きをとることといたしました。

3. 諸手続きについて

平成 25 年 8 月 16 日時点の各ファンドの受益者の皆様に対して、後日、本議案に関する議決権行使書面を送付いたしますので、当該書面決議について議決権行使される方は、平成 25 年 10 月 3 日（必着）までに、議決権行使書面に必要事項をご記入の上、ご郵送ください。なお、議決権行使されない場合は、約款第 48 条第 3 項の規定により、当該受益者は本議案について賛成するものとみなされます。

本議案が可決（賛成した受益者の数が平成 25 年 8 月 16 日現在の受益者総数の 2 分の 1 以上であって、かつ、賛成した受益者の受益権の合計口数が、平成 25 年 8 月 16 日現在の受益権の総口数の 3 分の 2 以上）となった場合は、平成 25 年 12 月 4 日をもって信託を終了（繰上償還）いたします。なお、償還価額は、平成 25 年 12 月 4 日の基準価額となります。

本議案が可決され、信託終了（繰上償還）が決定した場合、本議案に反対の議決権行使をした受益者は、自己に帰属する受益権を公正な価額（原則として、受託会社で受益者からの買取請求必要書類を受理した日の翌営業日の解約価額とさせていただきます。）で、ご購入いただきました販売会社の本支店等を通じて、各ファンドの受託会社に対し、平成 25 年 10 月 5 日から平成 25 年 10 月 25 日までに当該受益権に係る投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

以上

平成 25 年 8 月 15 日

東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号
野村アセットマネジメント株式会社